

22教健第893号  
平成23年3月23日

愛知県学校薬剤師会長様

愛知県教育委員会教育長

県立学校における環境衛生検査の実施について（通知）

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

県立学校における環境衛生検査については、平成22年3月31日付け21教健第962号通知「県立学校における環境衛生検査の実施について」の別添「県立学校環境衛生検査実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、検査を実施しているところですが、平成23年4月1日付けで実施要領を別紙のとおり改正します。

つきましては、貴会員へ周知していただくとともに、引き続き県立学校に対する御指導及び御助言をお願いいたします。

担当 当 健康学習課保健・給食グループ（浜島）  
電話 話 052-954-6794（ダイヤルイン）  
ファックス 052-954-6965

## 「県立学校環境衛生検査実施要領」の改正点について

### 1 別表（拠点校及びブロック校）の変更について

平成 23 年度に県立学校の統廃合及び学校名の変更が行われることから、次のとおり別表の変更をする。

変更前	変更後
東山工業	(削除)
瀬戸北	瀬戸北総合
鳳来寺	(削除)
作手	新城東作手校舎

### 2 報告様式の訂正について

水道水質基準の改正（平成 21 年 4 月 1 日付け改正）により、「有機物（全有機炭素（T O C）の量）に係る水質基準が、3 mg/L 以下（改正前：5 mg/L 以下）に改正されていることから、様式 6－1 及び様式 6－2 の全有機炭素（T O C）の判定基準の欄を訂正する。

「県立学校環境衛生検査実施要領」新旧対照表

現行

(本文 略)

別表

拠点校及びブロッカ校

改正後

別表

拠点校及びブロッカ校

地区名	拠点校	ブロッカ校
名 北 千	明 和 愛知工業、愛知商業、松濱、名古屋西、中村、中山商業、名古屋東、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、千種	愛知工業、愛知商業、松濱、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、千種
名 南 天	旭丘、船岡、守山、東山、東山工業、緑丘商業、名古屋南、名古屋西、名古屋東、千種	旭丘、船岡、守山、東山、緑丘商業、名古屋南、名古屋東、千種
名 南 東 尾	白 嘉陵、惟信、昭和、熱田、南陽、鳴海、名古屋南、名古屋東、名古屋西、名古屋東、千種	白 嘉陵、惟信、昭和、熱田、守山、緑丘商業、名古屋南、名古屋東、千種
名 南 中 尾	春日井東 鮎、春日井西、春日井北、春日井商業、春日井工業、高蔵寺、春日合瀬	春日井東 春日井西、春日井南、春日井商業、春日井工業、高蔵寺、春日合瀬
名 北 尾	瀬戸 瀬戸工業、瀬戸西、瀬戸北	瀬戸工業、瀬戸西、瀬戸北
古 北 尾	知 舟、大山、大山晴、舟保、江原、尾山、岩倉組合	知 舟、大山晴、舟保、江原、尾山、岩倉組合
小 牧 南 尾	牧野、東郷、日進、日進西、長久手、旭野、瀬戸西、瀬戸北	牧野、東郷、日進、日進西、長久手、旭野、瀬戸西、瀬戸北
一 宮 中 尾	宮 一宮北、一宮南、一小牧、新川、小牧商業、小牧工業、一宮商業、一宮東、一宮	宮 一宮北、一宮南、一小牧、新川、小牧工業、小牧商業、一宮東
一 宮 豊 尾	豊道 一宮西、一宮商業、一宮東、木曾川、尾西、起工業	豊道 一宮西、一宮商業、一宮東、木曾川、尾西、起工業
津 曽 北 尾	曾治、新治東、佐和、佐織工業、佐織商業	曾治、新治東、五条、美和、海翔
津 曽 南 尾	曾島、津島東、五条、美和、海翔	曾島、津島東、五条、美和、海翔
半 田 工業 知 多	半田、半田東、半田商業、半田商業、阿久比、東浦、内海、武豊、半田養護、ひいらぎ養護	半田、半田東、半田商業、半田商業、阿久比、東浦、内海、武豊、半田養護
半 田 工業 横 須 管	半田、半田東、半田商業、半田商業、大府、大府東、桃陵、知多湖岸、半田養護桃花校舎	半田、半田東、半田商業、半田商業、大府、大府東、桃陵、知多湖岸、半田養護桃花校舎
豐 田 西 三 北	豊田、西 ひいらぎ養護	豊田、西 ひいらぎ養護
豊 田 北 豊 田 西 三 東	豊田前、豊野、衣台、三好、豊田工業、豊田高等養護、三好養護	豊田前、松平、加茂丘、足助、猿投農林
岡 崎 西 三 東	岡崎東、幸田、岡崎工業、陶崎、陶崎養護、弓折小学校	岡崎東、幸田、岡崎工業、陶崎、陶崎養護、弓折小学校
安 城 西 三 南	安城東、安城南、安城農林、碧南、碧南工業、高浜	安城東、安城南、安城農林、安城養護、碧南、碧南工業、高浜
刈 谷 西 三 南	刈谷北、刈谷東、刈谷工業、陶崎、知立、知立東	刈谷北、刈谷東、刈谷工業、陶崎、知立、知立東
西 尾 豊 横 東 三 南	西尾東、鶴城丘、一色、吉良	西尾東、鶴城丘、一色、吉良
豊 横 東 三 南	豊橋、豊橋西、豊橋商業、豊橋商業、豊橋養護、豊橋	豊橋、豊橋西、豊橋、豊橋工業、豊橋商業、豊橋養護、豊橋
成 韶 蒲 郡 三 谷 水 產 東 三 北	成 韶 豊橋南、福江、渥美農業	成 韶 豊橋南、福江、渥美農業
新 城 新 城	蒲郡、蒲郡東、御津、国津、小坂井、宝陵、豊川工業、豊川養護、豊川工業、豊川養護	蒲郡、蒲郡東、御津、国津、小坂井、宝陵、豊川工業、豊川養護、豊川工業、豊川養護
本宮校舎	本宮校舎	本宮校舎
新 城	新 城 新城東、駿河東、駿河東、手役舎、田口	新 城 新城東、駿河東、駿河東、手役舎、田口

地区名	拠点校	ブロッカ校
名 北 千	明 和 愛知工業、愛知商業、松濱、名古屋西、中村、中山商業、名古屋南、名古屋東、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、千種	愛知工業、愛知商業、松濱、名古屋西、中村、中川商業、名古屋東、千種
名 南 天	旭丘、船岡、守山、東山、東山工業、緑丘商業、名古屋南、名古屋東、千種	旭丘、船岡、守山、東山、緑丘商業、名古屋南、名古屋東、千種
名 南 東 尾	白 嘉陵、惟信、昭和、熱田、南陽、鳴海、名古屋南、名古屋東、名古屋西、名古屋東、千種	白 嘉陵、惟信、昭和、熱田、守山、緑丘商業、名古屋南、名古屋東、千種
名 南 中 尾	春日井東 鮎、春日井西、春日井北、春日井商業、春日井工業、高蔵寺、春日合瀬	春日井東 春日井西、春日井南、春日井商業、春日井工業、高蔵寺、春日合瀬
名 北 尾	瀬戸 瀬戸工業、瀬戸西、瀬戸北	瀬戸工業、瀬戸西、瀬戸北
古 北 尾	知 舟、大山、大山晴、舟保、江原、尾山、岩倉組合	知 舟、大山晴、舟保、江原、尾山、岩倉組合
小 牧 南 尾	牧野、東郷、新川、小牧商業、小牧工業、一宮商業、一宮東、一宮	牧野、東郷、新川、小牧工業、小牧商業、一宮東
一 宮 中 尾	宮 一宮北、一宮南、一小牧、新川、小牧商業、小牧工業、一宮商業、一宮東	宮 一宮北、一宮南、一小牧、新川、小牧工業、小牧商業、一宮東
一 宮 豊 尾	豊道 一宮西、一宮商業、一宮東、木曾川、尾西、起工業	豊道 一宮西、一宮商業、一宮東、木曾川、尾西、起工業
津 曽 北 尾	曾治、新治東、佐和、佐織工業、佐織商業	曾治、新治東、五条、美和、海翔
津 曽 南 尾	曾島、津島東、五条、美和、海翔	曾島、津島東、五条、美和、海翔
半 田 工業 知 多	半田、半田東、半田商業、半田商業、阿久比、東浦、内海、武豊、半田養護、ひいらぎ養護	半田、半田東、半田商業、半田商業、阿久比、東浦、内海、武豊、半田養護
半 田 工業 横 須 管	半田、半田東、半田商業、半田商業、大府、大府東、桃陵、知多湖岸、半田養護桃花校舎	半田、半田東、半田商業、半田商業、大府、大府東、桃陵、知多湖岸、半田養護桃花校舎
豊 田 西 三 北	豊田、西 ひいらぎ養護	豊田、西 ひいらぎ養護
豊 田 北 豊 田 西 三 東	豊田前、豊野、衣台、三好、豊田工業、豊田高等養護、三好養護	豊田前、松平、加茂丘、足助、猿投農林
岡 崎 西 三 東	岡崎東、幸田、岡崎工業、陶崎、陶崎養護、弓折小学校	岡崎東、幸田、岡崎工業、陶崎、陶崎養護、弓折小学校
安 城 西 三 南	安城東、安城南、安城農林、碧南、碧南工業、高浜	安城東、安城南、安城農林、安城養護、碧南、碧南工業、高浜
刈 谷 西 三 南	刈谷北、刈谷東、刈谷工業、陶崎、知立、知立東	刈谷北、刈谷東、刈谷工業、陶崎、知立、知立東
西 尾 豊 横 東 三 南	西尾東、鶴城丘、一色、吉良	西尾東、鶴城丘、一色、吉良
豊 横 東 三 南	豊橋、豊橋西、豊橋、豊橋工業、豊橋商業、豊橋養護、豊橋	豊橋、豊橋西、豊橋、豊橋工業、豊橋商業、豊橋養護、豊橋
成 韶 蒲 郡 三 谷 水 產 東 三 北	成 韶 豊橋南、福江、渥美農業	成 韶 豊橋南、福江、渥美農業
新 城 新 城	蒲郡、蒲郡東、御津、国津、小坂井、宝陵、豊川工業、豊川養護、豊川工業、豊川養護	蒲郡、蒲郡東、御津、国津、小坂井、宝陵、豊川工業、豊川養護、豊川工業、豊川養護
本宮校舎	本宮校舎	本宮校舎
新 城	新 城 新城東、駿河東、駿河東、手役舎、田口	新 城 新城東、駿河東、駿河東、手役舎、田口

現行		改正後	
(別添1、2及び様式1-1～様式5 略)		(別添1、2及び様式1-1～様式5 略)	
学校環境衛生検査票「飲料水(水道水の水質)」 様式6-1		学校環境衛生検査票「飲料水(水道水の水質)」 様式6-1	
学校番号( )		学校番号( )	
学校名 学校担当者職氏名		学校名 学校担当者職氏名	
検査年月日	平成 年 月 日 ( )	検査年月日	平成 年 月 日 ( )
検査水の種類*1	上水道 源易用水道 (複数回答可) 1 源易用水道 2 小規模貯水槽水道 3 その他( )	給水系統の種類*1	上水道 源易用水道 (複数回答可) 1 源易用水道 2 小規模貯水槽水道 3 その他( )
日常点検実施状況(給水栓水及び冷熱水器等から供給される水) 及ばずの詰替の保管状況		日常点検実施状況(給水栓水及び冷熱水器等から供給される水) 及ばずの詰替の保管状況等及びその記録の保管状況等	
水質検査結果		水質検査結果	
探水場所*2 番号①	高層水槽 高層水槽 番号② 器番 番号③	探水場所*2 番号①	高層水槽 高層水槽 番号② 器番 番号③
水温(℃)		水温(℃)	
一般細菌 (集落数/ml)	1ml中の集落数100以下 検出されないこと	一般細菌(集落数/ml)	1ml中の集落数100以下 検出されないこと
大腸菌 菌	1ml中の集落数100以下 検出されないこと	大腸菌	1ml中の集落数100以下 検出されないこと
塩化物イオン(mg/L)	200mg/L以下	塩化物イオン(mg/L)	200mg/L以下
有機 物質 等 (全有機炭素 (TOC))(mg/L)	10mg/L以下 5mg/L以下 5mg/L以上 6度以下 6度以下 6度以下 5度以下	有機 物質 等 (全有機炭素 (TOC))(mg/L)	10mg/L以下 5mg/L以下 5mg/L以上 6度以下 6度以下 6度以下 5度以下
pH値		pH値	
味		味	
臭気		臭気	
色 度(度)		色 度(度)	
濁 度(度)	2度以下 0.1度以上	濁 度(度)	2度以下 0.1mg/L以上
遊離残留塩素(mg/L)	[検査項目 (必要に応じ複数回答) 1 適 2 不適]	遊離残留塩素(mg/L)	[検査項目 (必要に応じ複数回答) 1 適 2 不適]
所見		所見	

\* 1・受水槽有效容積が10m<sup>3</sup>を超える場合は簡易専用水道、10m<sup>3</sup>以下の場合は小規模貯水槽水道

\* 2・探水場所には探水場所名前を記載する。(高層水槽番号は様式7と合わせる。)

\* 1・受水槽有效容積が10m<sup>3</sup>を超える場合は簡易専用水道、10m<sup>3</sup>以上の場合は小規模貯水槽水道

\* 2・探水場所には探水場所名前を記載する。(高層水槽番号は様式7と合わせる。)

現行		改正後																																																																	
<p style="text-align: center;">「学校環境衛生検査票「飲料水（井戸水等の水質）」</p> <p style="text-align: center;">「学校環境衛生検査票「飲料水（井戸水等の水質）」</p> <p style="text-align: center;">学校番号（ ）</p> <p style="text-align: center;">学校名（ ）</p> <p style="text-align: center;">学校担当者職氏名</p> <p style="text-align: center;">学校薬剤師氏名</p> <p style="text-align: center;">採水場所名</p> <p style="text-align: center;">採水場所名</p> <p style="text-align: center;">水源の種類</p> <p style="text-align: center;">1 井戸水 2 源水 3 汚水 4 その他（ ）</p> <p style="text-align: center;">日常点検実績状況及びその正確の保管状況等</p> <p style="text-align: center;">1 適 2 不適</p>																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">水質検査結果</th> <th colspan="2">水質検査結果</th> </tr> <tr> <th>検査項目</th> <th>採取年月日</th> <th>採取年月日</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原水・給水栓水の別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>気温(℃)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水温(℃)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般細菌(栄養液/ml)</td> <td></td> <td></td> <td>1ml中の黒濁度100以下</td> </tr> <tr> <td>大腸菌</td> <td></td> <td></td> <td>検出されないこと</td> </tr> <tr> <td>塩化物イオン(meq/L)</td> <td></td> <td></td> <td>200meq/L以下</td> </tr> <tr> <td>有機物質等(アソシ酸カリ全有機酸素(TOC)mg/L)</td> <td></td> <td></td> <td>10mg/L以下</td> </tr> <tr> <td>pH値</td> <td></td> <td></td> <td>5.5以上</td> </tr> <tr> <td>味</td> <td></td> <td></td> <td>正常なこと</td> </tr> <tr> <td>臭気</td> <td></td> <td></td> <td>異常なこと</td> </tr> <tr> <td>色度(度)</td> <td></td> <td></td> <td>5度以下</td> </tr> <tr> <td>濁度(度)</td> <td></td> <td></td> <td>2度以下</td> </tr> <tr> <td>遊離炭酸塩(meq/L)</td> <td></td> <td></td> <td>0.1mg/L以上</td> </tr> <tr> <td colspan="4">           水道法に規定する専用            水道法に規定すべき上記            以外の水質検査項目            所見            別添のとおり（検査結果を添付）         </td> </tr> </tbody> </table>				水質検査結果		水質検査結果		検査項目	採取年月日	採取年月日	判定基準	原水・給水栓水の別				気温(℃)				水温(℃)				一般細菌(栄養液/ml)			1ml中の黒濁度100以下	大腸菌			検出されないこと	塩化物イオン(meq/L)			200meq/L以下	有機物質等(アソシ酸カリ全有機酸素(TOC)mg/L)			10mg/L以下	pH値			5.5以上	味			正常なこと	臭気			異常なこと	色度(度)			5度以下	濁度(度)			2度以下	遊離炭酸塩(meq/L)			0.1mg/L以上	水道法に規定する専用 水道法に規定すべき上記 以外の水質検査項目 所見 別添のとおり（検査結果を添付）			
水質検査結果		水質検査結果																																																																	
検査項目	採取年月日	採取年月日	判定基準																																																																
原水・給水栓水の別																																																																			
気温(℃)																																																																			
水温(℃)																																																																			
一般細菌(栄養液/ml)			1ml中の黒濁度100以下																																																																
大腸菌			検出されないこと																																																																
塩化物イオン(meq/L)			200meq/L以下																																																																
有機物質等(アソシ酸カリ全有機酸素(TOC)mg/L)			10mg/L以下																																																																
pH値			5.5以上																																																																
味			正常なこと																																																																
臭気			異常なこと																																																																
色度(度)			5度以下																																																																
濁度(度)			2度以下																																																																
遊離炭酸塩(meq/L)			0.1mg/L以上																																																																
水道法に規定する専用 水道法に規定すべき上記 以外の水質検査項目 所見 別添のとおり（検査結果を添付）																																																																			
<p style="text-align: center;">(様式7以降 略)</p>																																																																			

様式6-2

検査項目	採取年月日	採取年月日	判定基準
原水・給水栓水の別			
気温(℃)			
水温(℃)			
一般細菌(栄養液/ml)			1ml中の黒濁度100以下
大腸菌			検出されないこと
塩化物イオン(meq/L)			200meq/L以下
有機物質等(アソシ酸カリ全有機酸素(TOC)mg/L)			10mg/L以下
pH値			5.5以上
味			正常なこと
臭気			異常なこと
色度(度)			5度以下
濁度(度)			2度以下
遊離炭酸塩(meq/L)			0.1mg/L以上
水道法に規定する専用 水道法に規定すべき上記 以外の水質検査項目 所見 別添のとおり（検査結果を添付）			

検査項目	採取年月日	採取年月日	判定基準
原水・給水栓水の別			
気温(℃)			
水温(℃)			
一般細菌(栄養液/ml)			1ml中の黒濁度100以下
大腸菌			検出されないこと
塩化物イオン(meq/L)			200meq/L以下
有機物質等(アソシ酸カリ全有機酸素(TOC)mg/L)			10mg/L以下
pH値			5.5以上
味			正常なこと
臭気			異常なこと
色度(度)			5度以下
濁度(度)			2度以下
遊離炭酸塩(meq/L)			0.1mg/L以上
水道法に規定する専用 水道法に規定すべき上記 以外の水質検査項目 所見 別添のとおり（検査結果を添付）			

## 県立学校環境衛生検査実施要領

県立学校における環境衛生検査は、学校環境衛生基準に基づき、定期環境衛生検査、臨時環境衛生検査及び日常点検並びに事後措置を適切に実施するほか、「換気及び保温等」、「揮発性有機化合物」、「ダニ又はダニアレルゲン」、「照度」、「騒音レベル」、「飲料水」、「雑用水」及び「水泳プール」の検査については、下記事項に留意すること。

### 記

#### I 検査の実施

##### 1 換気及び保温等

###### ① 実施時期

###### ア 1回目

5月から7月まで（冷房設備が導入されている学校はできるだけ冷房時）

###### イ 2回目

1月から3月までの暖房時

###### ② 実施教室

普通教室及び特別教室各1教室について行う。

###### ③ 検査項目

###### ア 1回目

換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流\*

\* 冷房時に検査を行う場合のみ、気流を検査項目に加えること。

###### イ 2回目

換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素

いずれも外気については、温度、相対湿度、二酸化炭素濃度を測定する。

###### ④ 検査方法

各学校に整備されている機器又はブロック拠点校（別表）に整備されている機器を使用して検査を行う。なお、拠点校に整備された機器は、当該ブロック内で使用することを原則とするが、必要に応じブロック間で調整の上、他のブロックで使用することは差し支えない。また、検査にあたっては、別添1及び別添2を参考にする。

基準超過等により再検査を行った場合は、その結果及び事後措置の内容をその他参考事項欄に記載する。

###### ⑤ 報告

各回の検査終了後、速やかに様式1-1及び1-2により報告する。

###### ⑥ その他

浮遊粉じん計の校正については、必要な拠点校に対して5月上旬に別途校正費用を配分するので、配分された拠点校においては速やかにメーカーに校正を依頼する。

##### 2 挥発性有機化合物

###### ① 実施時期及び回数

6月から9月までの間に1回行う。

###### ② 実施教室

各学校1教室について行う。

選定にあたっては、ホルムアルデヒド等の発生のおそれのある次の教室等を優

先して選定する。

ア コンピュータ、机、いす等新たに学校用備品を整備した教室等

イ 新築、改築、改修等した教室等

ウ 過去の検査で基準を超過したことのある教室等

③ 検査項目

ホルムアルデヒド及びトルエン

④ 検査方法

ア 事前に学校薬剤師と相談の上、信頼できる検査機関を選定し、学校から直接検査機関に依頼する。

イ 依頼後、検査機関からホルムアルデヒド及びトルエンの採取機器（パッシブ型採取機器（拡散方式））が送付されるので、次のとおり採取を行う。

(ア) 試料採取開始の前日又は当日、当該教室等を30分間以上換気する。換気の際、当該教室等の窓、扉、建具、備え付け品の扉等の全てを開放する。

(イ) 換気後、教室の中にある建具、備え付け品の扉等は開放したまま、外部に面した窓、扉等をすべて閉鎖し、5時間以上この状態を維持した後、引き続き試料採取を行う。

(ウ) 採取機器の設置場所は、教室における測定は中央机上で行い、体育館等の場合は中央付近の床から1.2mから1.5mの高さとする。設置方法は、机上の三脚（塗料等の影響のないもの）への設置、天井からの吊り下げ等による。

(エ) 試料採取時間は24時間とし、この間、教室の中にある建具、備え付け品の扉等は開放したまま、外部に面した窓、扉等をすべて閉鎖し、当該教室等に児童生徒等が入らないようにする。

ウ 試料採取終了後、専用の保存容器・保存袋に採取機器を密封保存後、記入した様式2の写しと共に、保冷の状態で速やかに検査機関へ送付する。

⑤ 報告

検査結果判明後、速やかに様式2により報告する。

⑥ 事後措置

ホルムアルデヒド及びトルエンの濃度が基準を超過した場合は、換気を確実に行うことによりその濃度を基準値以内に低減することができるので、再検査は実施せず、その後の当該教室の使用にあたっては、十分換気を行う。

⑦ 予算

別途配分する。

### 3 ダニ又はダニアレルゲン

① 実施時期及び回数

6月から9月までの間に1回行う。

② 実施場所

保健室の寝具、カーペット敷きの教室等、ダニの発生しやすい場所1ヶ所以上選定する。

③ 検査方法

「ダニ検査用マイティーチェッカー」（販売元：住化エンビロサイエンス（株））を各学校で購入し、当該キットにより検査を行う。

④ 事後措置

基準を超過した場合は、布団の天日干し、掃除機かけの徹底、換気の励行等低減対策を行い、2週間後に再検査を行う。

なお、再検査の結果、基準を超過した場合は、さらに2週間低減対策を行い、再検査を行う。

⑤ 報告

検査終了後、速やかに様式3により報告する。

#### 4 照度

① 実施回数

毎学年2回行う。(夜間定時制については、全日制とは別に行う。)

② 実施場所

1教室以上を選定する。

③ 検査方法

照度計により、黒板及び教室のそれぞれ9ヶ所を検査する。(特別教室、体育館等については、それぞれ使用実態を考慮して測定点を選定する。)

④ 報告

各回の検査終了後、速やかに様式4により報告する。

#### 5 騒音レベル

① 実施回数

毎学年1回行う。(夜間定時制については、全日制とは別に行う。)

② 実施教室

交通騒音等の外部騒音による影響が最も大きい普通教室1教室を選定する。

③ 検査方法

開窓時及び閉窓時の教室内(窓側及び廊下側)において、窓側及び廊下側からそれぞれ1m離れた位置の床上1.2mから1.5mの高さで等価騒音レベルを測定する。

④ 報告

検査終了後、速やかに様式5により報告する。

⑤ その他

騒音計については、学校薬剤師に手配を依頼する。学校薬剤師が手配できない場合は、学校から健康学習課に騒音計(2台あり)の借用を依頼する。

#### 6 飲料水

① 水質検査

ア 実施回数及び項目

毎学年1回、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素について行う。(井戸水等を使用している施設については、別に指示した回数及び項目の検査を行う。)

イ 実施場所

末端の給水栓において行う。貯水槽がある場合はその系統ごとに行う。

ウ 報告

検査結果判明後、様式6-1又は6-2により報告する。

② 施設・設備の検査

- ア 実施回数及び項目  
　様式7により、毎学年1回検査を行う。
- イ 報告  
　当該年度の検査終了後、①の結果と併せて速やかに報告する。

## 7 雑用水

- ① 水質検査
  - ア 実施回数及び項目  
　毎学年2回、pH値、臭気、外観、大腸菌、遊離残留塩素について検査を行う。なお、大腸菌以外については、学校における現場検査による。
  - イ 報告  
　当該年度の検査終了後、様式8により報告する。
- ② 施設・設備の検査
  - ア 実施回数及び項目  
　様式8により毎学年2回行う。
  - イ 報告  
　当該年度の検査終了後、①の結果と併せて速やかに報告する。

## 8 水泳プール

- ① 水質検査
  - ア 実施回数及び項目
    - (ア) 使用期間中30日以内ごとに1回、遊離残留塩素、pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等及び濁度について検査を行う。
    - (イ) 使用期間中1回、総トリハロメタン及び循環ろ過装置の処理水について検査を行う。(総トリハロメタンについては、そのシーズンの使用開始後、2～3週間経過してから検査することが望ましい。)
  - イ 報告  
　当該年度の検査終了後、様式9により報告する。
- ② 施設・設備の検査
  - ア 実施回数及び項目  
　毎学年1回、様式10により検査を行う。
  - イ 報告  
　当該年度の検査終了後、①の結果と併せて速やかに報告する。

## II 基準を超過等した場合の対応

- 1 原因究明を行い、適切な事後措置を講ずるとともに、速やかに再検査を行い、基準を満たすことを確認する。
- 2 基準超過等により児童生徒の健康に影響がある等必要と認められる場合は速やかに健康学習課に報告する。

## 別 表

## 拠 点 校 及 び プ ロ ツ ク 校

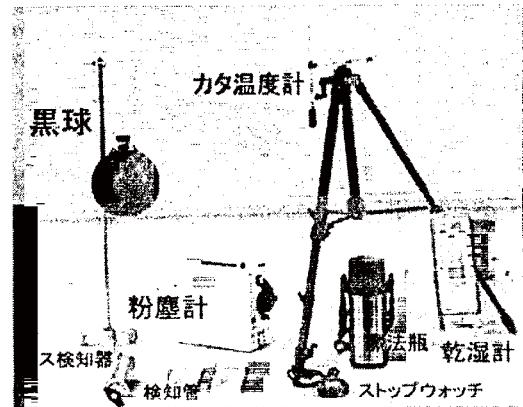
地区名	拠 点 校	プ ロ ツ ク 校
名 北	明 和	愛知工業、愛知商業、松蔭、名古屋西、中村、中川商業、名古屋養護
	千 種	旭丘、旭陵、守山、緑丘商業、名古屋盲、名古屋聾、千種聾
名 南	天 白	瑞陵、惟信、昭和、熱田、南陽、鳴海、名古屋南、名南工業、港養護
尾 東	春日井東	春日井、春日井西、春日井南、春日井商業、春日井工業、高藏寺、春日台養護、春日井高等養護
	瀬戸窯業	豊明、東郷、日進、日進西、長久手、旭野、瀬戸西、瀬戸、瀬戸北総合
尾 北	古 知 野	犬山、犬山南、丹羽、江南、尾北、岩倉総合
	小 牧 南	小牧、西春、新川、小牧工業、小牧養護
尾 中	一 宮	一宮北、一宮南、一宮工業、一宮養護、一宮東養護
	一宮興道	一宮西、一宮商業、一宮聾、木曽川、尾西、起工業
尾 西	津 島 北	稻沢、稻沢東、杏和、佐織工業、佐織養護
	佐 屋	津島、津島東、五条、美和、海翔
知 多	半田工業	半田、半田東、半田農業、半田商業、阿久比、東浦、内海、武豊、半田養護、ひいらぎ養護
	横須賀	常滑、東海南、東海商業、大府、大府東、桃陵、知多翔洋、半田養護桃花校舎、大府養護
西三北	豊 田 西	豊田南、豊野、衣台、三好、豊田工業、豊田高等養護、三好養護
	豊 田 北	豊田、豊田東、松平、加茂丘、足助、猿投農林
西三東	岡 崎	岡崎東、幸田、岡崎工業、岡崎盲、岡崎養護、みあい養護
	岡 崎 北	岩津、岡崎西、岡崎商業、岡崎聾
西三南	安 城	安城東、安城南、安城農林、安城養護、碧南、碧南工業、高浜
	刈 谷	刈谷北、刈谷東、刈谷工業、知立、知立東
	西 尾	西尾東、鶴城丘、一色、吉良
東三南	豊 橋 東	時習館、豊橋西、豊丘、豊橋工業、豊橋商業、豊橋養護、豊橋聾
	成 章	豊橋南、福江、渥美農業
東三北	三 谷 水 産	蒲郡、蒲郡東、御津、国府、小坂井、宝陵、豊川工業、豊川養護、豊川養護本宮校舎
	新 城	新城東、新城東作手校舎、田口

## 教室の空気検査（気流）における注意事項

（「平成 15 年度愛知県学校薬剤師講習会兼学校保健研修会」資料より引用）

### <様々な使用機器>

- 乾湿計
- カタ温度計
- ストップウォッチ
- 魔法瓶
- 黒球
- 粉塵計
- ガス検知器
- 検知管
- (CO<sub>2</sub> : 北川式No.126SF、ガステック1LC)
- (CO : 北川式No.106SC、ガステック2LC)

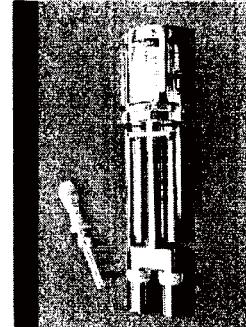


### <アスマン通風乾湿計>

温度・相対湿度の測定に用いる

#### (測定方法)

1. 付属のスポットに水を入れ、湿球の通気孔ヘスポットを差し込み、水を押し上げて、ガーゼを湿潤させる。
2. スイッチをいれファンを回転させる。
3. 3～5分たって示度が安定したところの乾球及び湿球の数値を読む。
4. 示度表（付属）から相対湿度を求める。  
(アウグスト乾湿温度計の表とは異なる)



#### (注意事項)

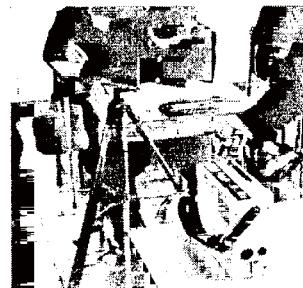
- a. 湿球を十分湿潤させたあと、きれいなガーゼで水分を軽く拭き取ること。  
(球部に水がつきすぎると、水の温度を測ることになり正確な値が得られないため)
- b. 温度の目盛りは速やかに読みとること。

### <カタ温度計>

気流の測定に用いる

#### (測定方法)

1. カタ温度計（検定済み）を用意し、70℃程の湯をいれた魔法瓶の中にカタ温度計を入れその示度がA点を超えた安全球のところまであげておく。
2. カタ温度計を取り出し、球部を布でぬぐい教室中央測定場所のスタンドに固定する。
3. ストップウォッチを用意して、A点からB点までの通過時間（冷却力：T）を測定する。
4. そのときの室温を測定する。
5. 計算式等より気流（V）を求める。



#### (注意事項)

- a. カタ温度計の係数（F）は温度計ごとに異なっているので注意すること。
- b. 室内での測定では通常、高温カタ（H）を使用する。

## <気流の求め方>

### 1. カタ温度計を使用する場合

#### A. 式による方法

$$H = F / T$$

① 気流が  $1 \text{ m/s}$  以下の場合 ( $H/\theta < 0.6$  のとき)

$$V = \{(H/\theta) - 0.20\} / 0.40 \quad \text{---}^2$$

F : カタ係数

T : 冷却時間 (秒)

V : 気流

$\theta$  : 高温カタ (H)

$$\theta = 53 - t$$

② 気流が  $1 \text{ m/s}$  以上の場合 ( $H/\theta > 0.6$  のとき)

$$V = \{(H/\theta) - 0.13\} / 0.47 \quad \text{---}^2$$

$\theta$  : 普通カタ (N)

$$\theta = 36.5 - t$$

t : 室温

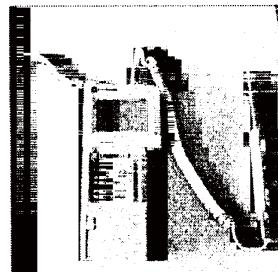
#### B. 気流算出表による方法 ( $1 \text{ m/s}$ 以下の場合)

$H/\theta$	$V(\text{m/s})$	$H/\theta$	$V(\text{m/s})$	$H/\theta$	$V(\text{m/s})$	$H/\theta$	$V(\text{m/s})$
		0.31	0.076	0.41	0.276	0.51	0.601
		0.32	0.090	0.42	0.303	0.52	0.640
		0.33	0.106	0.43	0.331	0.53	0.681
0.24	0.010	0.34	0.123	0.44	0.360	0.54	0.723
0.25	0.016	0.35	0.141	0.45	0.391	0.55	0.766
0.26	0.023	0.36	0.160	0.46	0.423	0.56	0.810
0.27	0.031	0.37	0.181	0.47	0.456	0.57	0.856
0.28	0.040	0.38	0.203	0.48	0.490	0.58	0.903
0.29	0.051	0.39	0.226	0.49	0.526	0.59	0.951
0.30	0.063	0.40	0.250	0.50	0.563	0.60	1.000

### 2. 気流計を使用する

微量風速計を用いる。操作は容易で短時間に測定可能。

※教室の気流は一定方向だけでなく、様々な方向からのものがあり、カタ計の測定が適した良い方法といえるが、現場測定に魔法瓶を持ち込むなど煩雑であることから微量風速計が用いられる。なるべく指向性のない無指向性の機器が望ましい。



## 教室等の空気中の浮遊粉じん濃度について

学校環境衛生の基準で規定される教室等の空気中の浮遊粉じん濃度を求める場合、相対濃度計（デジタル粉じん計）の測定値から換算して算出する場合に使用する係数（質量濃度変換係数K）について、学校環境衛生管理マニュアル（平成16年3月文部科学省）で新たに下記1のとおり値が示されましたので、今後、教室等の空気中の浮遊粉じん濃度を求める場合は下記2を参考にしてください。

### 記

#### 1 質量濃度変換係数K

##### (1) P型（光散乱方式）

ア P-5H

$$K = 3.51 \times 10^{-3}$$

イ P-5L

$$K = 3.51 \times 10^{-2}$$

##### (2) LD-3型（レーザーダイオード使用）

$$K = 1.30 \times 10^{-3}$$

#### 2 浮遊粉じん濃度計算例

##### (1) P-5H2（柴田科学）の場合

ア 質量濃度変換係数K

$$K = 3.51 \times 10^{-3} \quad (\text{機器本体表記の } K = 0.001)$$

イ バックグラウンド値 (BG)

5 (CPM)

ウ デジタル粉じん計の測定値から質量濃度への換算

5分間測定した場合のデジタル粉じん計の測定値が120CPMであった場合、浮遊粉じん濃度は以下のとおり、 $0.067 \text{ (mg/m}^3\text{)}$ となる。

＜換算例＞

$$\{ (120 \div 5) - 5 \} \times 3.51 \times 10^{-3} = 0.067$$

※1   ※2   ※3   ※4

※1 デジタル粉じん計の5分間の測定値

※2 5分間の測定値から1分平均の測定値を求めるために5で割る

※3 バックグラウンド値 (BG)

※4 P-5H型（散乱方式）のK値

##### (2) LD-3（柴田科学）の場合

LD-3は、K値（1.3）をあらかじめ機器にセットすることにより、測定結果を $\text{mg/m}^3$ の単位で表示することができる。

## 学校環境衛生検査票「換気及び保温等」

学校番号( )

学校名			
学校担当者職氏名		学校薬剤師氏名	

## 1 検査結果

検査日時	平成 年 月 日 時 分		天候	
区分	普通教室	特別教室	外気	基準
教室名称				
教室位置	棟 階	棟 階		
教室容積	縦 m × 横 m ×高さ m	縦 m × 横 m ×高さ m		
在室人員	人	人		
温度	°C	°C	°C	10~30°C
相対湿度	%	%	%	30~80%
換気 (二酸化炭素) ①始業時 ②15分後 ③30分後 ④終業時	① ppm ② ppm ③ ppm ④ ppm	① ppm ② ppm ③ ppm ④ ppm	ppm	1,500ppm以下 (参考: 外気は400ppm前後)
浮遊粉じん	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>		0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下
気流 <sup>※1</sup>	m/秒	m/秒		0.5 m/秒以下
一酸化炭素 <sup>※2</sup>	④ ppm	④ ppm		10 ppm以下

※1 冷房時又は暖房時に測定する。 ※2 暖房(燃焼器具を使用)時に測定する。

## 2 所見

## 学校環境衛生検査票「換気及び保温等」

学校番号( )

		普通教室	特別教室
検査前の状況	換気の状況 (具体的に記入)		
検査時の状況	窓の開放状況	廊下側 全開・一部開・閉	外気側 全開・一部開・閉
	天窓の開放状況	廊下側 全開・一部開・閉	外気側 全開・一部開・閉
	授業の状況 (授業の内容)		
	冷暖房機器稼動状況	稼動・停止 その他( )	稼動・停止 その他( )
	その他の参考事項		
	検査結果が基準を超過した場合、推定される原因		

## 学校環境衛生検査票「揮発性有機化合物」

学校番号( )

学 校 名						
学校担当者職氏名				学校薬剤師氏名		
検査年月日	平成 年 月 日					
採取教室建物構造	1 木造 2 鉄筋コンクリート 3 鉄骨プレハブ 4 その他( )					
採 取 教 室	場 所	館・棟 階				
	名 称					
	内 装 材 質	床				
		壁				
		天井				
換 気 設 備	有 • 無					
新築・改築・改修の場合 (該当する場合のみ記入)	新築・改築・改修の別: 新築・改築・改修(○を付ける) 新築等の年月: 平成 年 月 改修の場合内容: (内装の張り替えなど)					
新たな備品を整備した場合 (該当する場合のみ記入)	整備物品: 机・イス・コンピュータ・その他( ) (○を付ける) 台数: 台 整備年月: 平成 年 月					
過 去 の 検 査 結 果  〔同じ教室で過去に検査を行っている場合は直近の結果を記入〕	検査年月日	平成 年 月 日				
	ホルムアルデヒド	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$				
	トルエン	$\mu\text{ g}/\text{m}^3$				
換気時間(30分以上)	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分					
閉鎖時間(5時間以上)	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分					
採取時間・気温 (24時間)	開始	月 日 時 分			気温	°C
	終了	月 日 時 分			気温	°C
今 回 の 検 査 結 果	検 査 機 関 名					
	ホルムアルデヒド		$\mu\text{ g}/\text{m}^3$			
	トルエン		$\mu\text{ g}/\text{m}^3$			
所 見						

## 学校環境衛生検査票「ダニアレルゲン」

学校番号( )

学 校 名			
学校担当者職氏名		学校薬剤師氏名	
検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
検 査 教 室 等 名 称			
場 所	館・棟 階		
窓の開放状況(夏期)	週 日、 1日平均 時間開放		
換 気 設 備	無 ・ 有 (週 日、 1日 時間稼働)		
冷 房 設 備	無 ・ 有 (週 日、 1日 時間稼働)		
気 温	°C		
検 査 対 象	寝具 ・ カーペット ・ 疋 ・ その他( )		
掃 除 機 かけ 頻 度	回／月		
洗 灌 頻 度	回／年 (寝具、カーペット等のみ記載)		
検 査 結 果	匹／m <sup>2</sup> (基準: 100匹／m <sup>2</sup> 以下)		
再 検 査 結 果 *			
所 見			

※ 再検査を行った場合に記載する。

## 学校環境衛生検査票「照度」

(全日・夜定・昼定・通信・盲・聾・養護・校舎) 学校番号( )

学 校 名							
学校担当者職氏名				学校薬剤師氏名			
検 査 日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分			天 候			
教 室 名			人工照明	無・有 ( W × )	灯 =	W)	
照明器具の汚れ	有・無	最近の清掃日		平成 年 月 日			
カ ー テ ン	無・有 (ア 全開 イ 一部開 ウ 全閉)						
検 査 場 所	検 査 結 果					判定基準	
黒 板 (垂直面照度 を測定)						<p>300 ルクス以上であること。 500 ルクス以上であることが望ましい。 最大照度と最小照度の比は20:1を超えないこと。 10:1を超えないことが望ましい。</p>	
	最大照度	ルクス	最小照度	ルクス	最大・最小の比		: 1
	まぶしさ	黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源の有無			有・無		
	教 室 (机上で水平照度 を測定)						
所 見	最大照度	ルクス	最小照度	ルクス	最大・最小の比	: 1	
	まぶしさ	見え方を妨害するような光沢、窓、電灯の映り込み			有・無		

## 学校環境衛生検査票「騒音レベル」

(全日・夜定・昼定・通信・盲・聾・養護・校舎) 学校番号( )

学 校 名						
学 校 担 当 者 職 氏 名						
学 校 薬 劑 師 氏 名						
検 査 日 時		平成 年 月 日( ) 時 分				
測 定 教 室 名 称						
測 定 教 室 場 所		館・棟 階				
推 定 さ れ る 騒 音 源						
測 定 時 の 天 候						
測 定 値	開 窓 時	教 室 内 窓 側 (基準: 55dB)	L A e q	d B		
	教 室 内 廊 下 側 (基準: 55dB)	L A e q	d B			
	閉 窓 時	教 室 内 窓 側 (基準: 50dB)	L A e q	d B		
		教 室 内 廊 下 側 (基準: 50dB)	L A e q	d B		
所 見						

## 学校環境衛生検査票「飲料水（水道水の水質）」

学校番号 ( )

学 校 名						
学校担当者職氏名			学校薬剤師氏名			
検 査 年 月 日	平成 年 月 日 ( )			気温	°C	
給 水 源 の 種 類 * <sup>1</sup>	上水道・簡易水道（複数回答可） 1 簡易専用水道 2 小規模貯水槽水道 3 その他 ( )					
日常点検実施状況（給水栓水及び冷水器等から供給される水）及びその記録の保管状況等			1 適	2 不適		
水 質 檢 査 結 果						
採水場所* <sup>2</sup> 検査項目	高置水槽 番号 ①	高置水槽 番号 ②	高置水槽 番号 ③	高置水槽 番号 ④	高置水槽 番号 ⑤	判定基準
水 温 (°C)						
一般細菌 (集落数/mL)						1mL 中の集落数 100 以下
大 腸 菌						検出されないこと
塩化物イオン (mg/L)						200mg/L 以下
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/L)					10mg/L 以下
	全有機炭素 (T O C) (mg/L)					3mg/L 以下
p H 値						5.8 以上 8.6 以下
味						異常でないこと
臭 気						異常でないこと
色 度 (度)						5 度以下
濁 度 (度)						2 度以下
遊離残留塩素 (mg/L)						0.1mg/L 以上
上記以外の検査項目 (必要に応じ実施した場合)	1 適	[ 検査項目 ]			2 不適	水道法水質基準による
所 見						

\* 1 : 受水槽有効容量が 10m<sup>3</sup>を超える場合は簡易専用水道、10m<sup>3</sup>以下の場合は小規模貯水槽水道

\* 2 : 採水場所には採水場所名称を記載する。（高置水槽番号は様式 7 と合わせる。）

## 学校環境衛生検査票「飲料水（井戸水等の水質）」

学校番号 ( )

学 校 名						
学校担当者職氏名				学校薬剤師氏名		
採 水 場 所 名 称						
水 源 の 種 類	1 井戸水	2 湧水	3 沢水	4 その他 ( )		
日常点検実施状況及びその記録の保管状況等				1 適	2 不適	
水 質 檢 査 結 果						
検査項目 採水年月日	・	・	・	・	・	判定基準
原水・給水栓水の別						
気 温 (°C)						
水 温 (°C)						
一般細菌 (集落数/mL)						1mL 中の集落数 100 以下
大 腸 菌						検出されないこと
塩化物イオン (mg/L)						200mg/L 以下
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/L)					10mg/L 以下
	全有機炭素 (T O C) (mg/L)					3mg/L 以下
p H 値						5.8 以上 8.6 以下
味						異常でないこと
臭 気						異常でないこと
色 度 (度)						5 度以下
濁 度 (度)						2 度以下
遊離残留塩素 (mg/L)						0.1mg/L 以上
水道法に規定する専用水道が実施すべき上記以外の水質検査項目	別添のとおり (検査結果を添付)					
所 見						

## 学校環境衛生検査票「飲料水（施設・設備）」

学校番号 ( )

学 校 名						
学校担当者職氏名				学校薬剤師氏名		
検査年月日		平成 年 月 日 ( )				
給 水 源 の 種 類		1 水道水を水源とする飲料水の場合（上水道・簡易水道、複数選択可） ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他 ( ) 2 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の場合 ア 井戸水 イ 湧水 ウ 沢水 エ その他 ( )				
受水槽	受水槽番号	①	②	③	④	⑤
	有効容量※ <sup>1</sup> (m <sup>3</sup> )					
	設置方式	地下・半地下・地上	地下・半地下・地上	地下・半地下・地上	地下・半地下・地上	地下・半地下・地上
	外部からの汚染のおそれ	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
	亀裂・漏水等	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
高置水槽	周辺の清潔度	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
	高置水槽番号	①	②	③	④	⑤
	有効容量※ <sup>1</sup> (m <sup>3</sup> )					
	外部からの汚染のおそれ	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
	亀裂・漏水等	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
配管、給水栓、給水ポンプ、塩素消毒設備※ <sup>2</sup> 、浄化設備※ <sup>3</sup> 等	周辺の清潔度	a b c	a b c	a b c	a b c	a b c
	外部からの汚染のおそれ、機能の適切な維持				a b c	
	給水栓の吐水口空間の確保				a b c	
	故障、破損、老朽及び漏水の箇所				a b c	
	井戸水等の給水源に、汚水、異物等の混入のおそれ				a b c	該当なし
貯水槽清掃	清掃実施	ア 有(平成 年 月 日) イ 無				
	貯水槽清掃作業報告書	ア 有 イ 無				
所 見						

(注) 良好：a、普通：b、要改善：c

※1 水槽において適正に利用可能な容量(水槽の最高水位と最低水位との間に貯留される水の容量)

※2 水道水を原水とする飲料水の場合は、施設の規模により追加注入する場合に設置され、水道水以外の井戸水等の場合は必ず備えること。

※3 水道水以外の井戸水等の場合は、原水の水質により必要に応じて設置する。

## 学校環境衛生検査票「雑用水」

学校番号( )

学 校 名			
学校担当者職氏名		学校薬剤師氏名	
利用原水種別	1 雨水 2 下水再利用水 3 その他( )		
利 用 種 別	1 散水 2 修景 3 清掃 4 水洗便所 5 その他( )		
I 水質検査			
検査年月日	年 月 日	年 月 日	判 定 基 準
検査項目	検査結果		
p H 値			5.8 以上 8.6 以下
臭 気			異常でないこと
外 觀			ほとんど無色透明であること
大 腸 菌			検出されないこと
遊離残留塩素			0.1 (結合は0.4) mg/L 以上であること
日常点検の結果及びその記録の保存状況		1 適 2 不適	
II 施設・設備検査			
検査年月日	年 月 日	年 月 日	
水管に雨水等雑用水である旨の表示	a b c	a b c	
水栓を設ける場合、鍵付き又は使用時のみ取り付ける構造、飲用不可の表示	非該当	a b c	a b c
飲料水を補給する場合、逆流防止構造の維持	非該当	a b c	a b c
雑用水を用いる水洗便所に、手洗い付きの洗浄用タンクを使用していない	非該当	a b c	a b c
貯水槽の破損、外部からの汚染のおそれ、内部の清潔	a b c	a b c	
水管の漏水等の異常のないこと	a b c	a b c	
塩素消毒設備等の管理状況	a b c	a b c	
所 見			

(注) 良好 : a 、普通 : b 、要改善 : c

## 学校環境衛生検査票 「水泳プール（水質）」

学 校 名		学校担当者職氏名		学校番号（ ）	
給 水 源 の 種 類	1 上水道・簡易水道 2 専用水道 3 専用水道以外の井戸水 4 その他（ ）	成 分 名 :	プール使用期間	平 成 年 月 日	平 成 年 月 日
使 用 消 毒 剤 名 称 :				1 適 合	2 不適
日常点検の結果及び記録の保存状況					
検査年月日	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
検査時遊泳人數(人)					
検査項目		検査	結果	判定	基準
気温(℃)	A			—	—
水温(℃)	B			—	—
遊離残留塩素	C			0.4mg/L以上であること。1.0mg/L以下であることが望ましい。(プールの対角線上3点(A,B,C)の水面下20cm付近について測定する。)	—
pH値				5.8以上8.6以下であること	30日に1回
大腸菌				検出されないこと	
一般細菌				1mL中200コロニー以下であること	
有機物等				過マガソ酸カリ消費量として12mg/L以下であること	
濁度				2度以下であること	使用期間中に1回
総トリハロメタン				0.2mg/L以下であることが望ましい	
循環ろ過装置の処理水				0.5度以下であること(0.1度以下が望ましい)	
所見					

## 学校環境衛生検査票「水泳プール（施設・設備）」

学校番号（ ）

学 校 名								
学校担当者職氏名			学校薬剤師氏名					
検査年月日	平成 年 月 日 ( )							
循環ろ過の状況	プールの容量 m <sup>3</sup>	ろ過能力	m <sup>3</sup> /時	運転時間	時間/日			
ろ材の種類	1 砂 2 けいそう土 3 カートリッジ 4 その他( )							
循環水量計	有	・	無	補給水量計	有	・	無	
腰洗槽	無	・	有(使用・未使用)	薬品保管設備	無	・	有(専用・兼用)	
施設・設備等					管理状況等			
プール・プールサイドの衛生、安全性					a	b	c	
プール施設の清掃年月日：平成 年 月 日実施								
排水口・循環水の取り入れ口の安全性：平成 年 月 日確認 (県プール条例ではネジ・ボルト等で固定された堅固な格子鉄蓋・金網は二重であること)					a	b	c	
シャワー・足洗い場の衛生、安全性					a	b	c	
腰洗槽の衛生、安全性					非該当	a	b	c
洗眼、洗面、うがい施設の衛生、安全性					a	b	c	
便所の管理状況					a	b	c	
更衣室の管理状況					a	b	c	
薬品保管庫の管理状況					a	b	c	
救命具の整備状況					a	b	c	
救急薬品の整備状況					a	b	c	
浄化設備及びその管理状況 (県プール条例ではプール本体及び循環系統内の水の全容量を1日の運転時間当たり4回以上循環させる能力を有すること)					a	b	c	
消毒設備及びその管理状況					a	b	c	
入場者の管理状況					a	b	c	
排水の状況(残留塩素を低濃度にする等の適切な処理)					a	b	c	
所 見								

(注) 良好：a、普通：b、要改善：c